

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 329 回

今年ももう終わります。台風あり、地震あり、トランプ旋風ありといろいろ大変な1年でしたが、皆さま、無事1年間を過ごされましたでしょうか。そして目標は達成されましたでしょうか。

もし目標が達成できなかった場合、理由はなんでしょうか？

- ①外部環境の悪化（原価高、消費不足 etc.）
- ②アクション不足
- ③アクションプランの未熟
- ④人手不足
- ⑤事業戦略の未熟

等々が考えられますね。そしてまた情報の入手不足も考えられます。これが諸計画をたてるうえでのネックになっているケースも多くあります。

またかなりの勉強と努力が必要だと思います。努力なしで目標は達成できません。

成功するためには

- ・誰にも負けない努力をする
- ・自分のやっている事に誇りを持って仕事をする
- ・可能性を信じる
- ・思えば必ず叶えられると強く思う
- ・信用を積み重ねていく

というような考え方が必要ですね。

これが皆さま、そして従業員の方たちに徹底されていけば、必ず目標は達成でき、来年は素晴らしい希望の年になると思います。

前田の《今人生を語る》第 234 回

めざめよ日本人 (156)

人はもうダメだとあきらめてしまいがちです。

でもやはり人生成功するためには粘りが必要ですね。

そして負けてたまるかという精神が必要ではないかと思ひます。

① 配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いが変更されました。配偶者控除の額が下記表の【配偶者控除額又は配偶者特別控除額の表】のとおり改正され、合計所得金額が 1,000 万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

【配偶者控除額又は配偶者特別控除額の表】

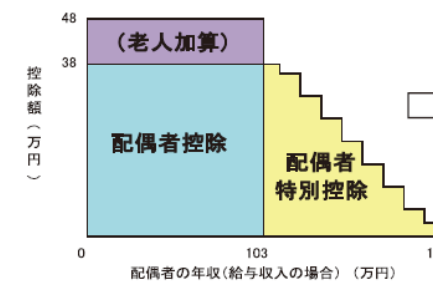
	給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)	【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額			
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円以下
	老人控除対象配偶者	48 万円	32 万円	16 万円	
配偶者特別控除	38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円超 1,500,000 円以下
	85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	1,500,000 円超 1,550,000 円以下
	123 万円超	0 円	0 円	0 円	2,015,999 円超

※省略部分は手引きを参照してください。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされ、その控除額が上記表の【配偶者控除額又は配偶者特別控除額の表】のとおり改正されました。

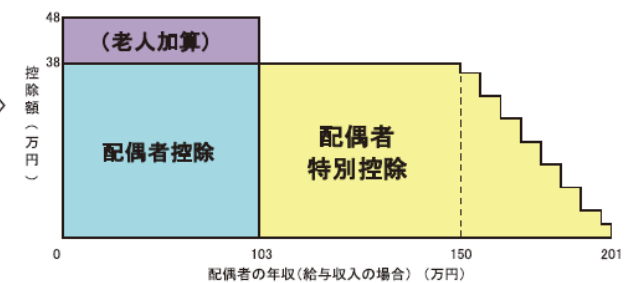
〔改正前〕

※配偶者特別控除について所得者の所得制限あり



〔改正後〕

※配偶者控除及び配偶者特別控除について所得者の所得制限あり
(図は所得者の合計所得金額が 900 万円以下の場合)



② 配偶者控除等申告書の改正

平成 29 年分の「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が平成 30 年分からは「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められました。

③ 保険料控除申告書に添付する証明書の範囲の改正

保険料控除申告書に添付すべき生命保険料控除及び地震保険料控除に関する証明書の範囲に、電磁的記録印刷書面（電子証明書に記録された情報と、その内容が記録された 2 次元コードが付された出力書面）が加えられました。